

ご議論いただきたい主な論点（たたき台）

1. 資産運用規制の在り方

【受託者責任の在り方】

○分散投資の徹底

- ・ 受託者責任の基本である分散投資を徹底させる観点からどのような見直しが必要か。

～例えば一つの運用機関への集中投資に関する規制を強化することについてどのように考えるか。また、かつての5・3・3・2規制のように資産の種類等に着目した配分規制を行うことについてどのように考えるか。

○受託者責任の徹底

- ・ 善管注意義務、忠実義務を徹底させる観点から、法令・ガイドライン等の在り方についてどのように考えるか。

○その他

【基金の運用体制・運用プロセス】

○基金の運用体制の強化

- ・ 基金の資産管理・運用に携わる者に求められる基本的な資質についてどのように考えるか。また、資質向上の観点からどのような見直しが必要か。
- ・ 資産運用委員会、運用コンサルタントなど、基金の資産管理・運用の意思決定等を支援する組織の関わり方についてどのように考えるか。

○運用プロセスの在り方

- ・ 資産運用の手法が多様化・複雑化する中で、運用の基本方針の在り方についてどのように考えるか。
- ・ 運用受託機関の選定・評価プロセスで、リターンだけでなくリスクについても適切な判断が行えるようにするためにどのような見直しが必要か。
- ・ 基金と資産管理機関や運用受託機関との関係についてどのような見直しが必要か。

○その他

【基金のガバナンス・情報開示】

○資産運用に関する意思決定プロセス

- ・ 資産管理・運用に関する意思決定プロセス（代議員会、理事会の役割）について、どのような見直しが必要か。

○情報開示

- ・ 事業主や加入者等に対する情報開示の在り方についてどのように考えるか。

○その他

【事後チェック】

○監査

- ・ 資産管理・運用業務に関する監査（監事監査、行政監査）や行政への報告等の事後チェックの在り方についてどのように考えるか。

○その他

2. 財政運営の在り方

○予定利率の見直し

- ・ 予定利率を引き下げやすくする観点からどのような方策が考えられるか。例えば、現在の掛金引上げの特例措置（掛金引上げの開始時期を1年間猶予）などについてどのように考えるか。

○積立不足への対応

- ・ 積立不足への早期の対応を促す観点から、財政検証の仕組みや指定基金制度等についてどのような見直しが必要か。
- ・ 掛金引上げの期間（現行では償却期間は3～20年）や引上げ方法等について、早期の財政健全化の観点や母体企業の経営への影響の観点からどのように考えるか。
- ・ 給付水準引下げの基準（理由要件、手続要件）について、緩和すべきとの指摘もあるがどのように考えるか。

○解散基準等

- ・ 解散基準（理由要件、手続要件）について、緩和すべきとの指摘もあるがどのように考えるか。
- ・ 厚生大臣による解散命令の発動基準についてどのように考えるか。

○その他

3. 厚生年金基金制度等の在り方

○代行制度の意義・役割

- ・ 厚生年金本体の制度改正や、厚生年金基金の代行部分と厚年本体との財政中立化、さらに、確定給付企業年金や確定拠出年金の普及など、厚生年金基金制度を取り巻く状況が変化する中で、代行制度の今日的意義・役割についてどのように考えるか。

○深刻化する代行割れ問題への対応

- ・ 保有資産が最低責任準備金を下回るいわゆる「代行割れ基金」は、基金数全体の4割程度となり、基金ごとにみても、厳しい状況が続いている。現行制度の下では代行部分の給付引き下げはできないため、代行部分の積立不足は掛金の引上げ又は運用収益の増により対応することとなるが、昨今の金融環境や母体企業の現状を踏まえつつ、積立不足への対応の在り方をどのように考えるか。
- ・ 「代行割れ基金」については、これまで指定基金制度による早期の財政健全化指導や、昨夏の法改正で時限措置として創設された特例解散制度による対応など行ってきたが、こうした現行制度の在り方についてどのような見直しが必要か。

○総合型厚生年金基金の在り方

- ・ 総合型基金が特例解散によって解散し、代行部分の積立不足を分割納付している間に、一部の事業所が倒産した場合の他の事業主の負担の在り方について、厚生年金本体に与える影響と事業主の事業継続の確保のバランスの観点から、どのように考えるか。

○中小企業の企業年金の在り方

- ・ 中小企業の企業年金の普及の観点から、企業年金制度（厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度）の今後の在り方についてどのように考えるか。

○その他